

「教育」という名の正当化：スポーツ活動のリスクから考える

内田 良 (名古屋大学)

はじめに

学校は、子供が安全にすごせる場でなければならない。そこで展開される諸々の教育活動もまた、子供の安全を保障したうえで提供されなければならない。とりわけスポーツ活動においては、身体を積極的に使いこなすがゆえに、命に関わる事態まで含めて大小さまざまなリスクが想定されるのであり、そこに重点的な安全対策が求められる。

本稿で取り上げたいのはそれらのリスクのなかでも、「教育」という大義名分に関わるものである。つまり、単純にスポーツ活動に付随するリスクではなく、「教育」としてのスポーツ活動に付随するリスクである。「教育」という営みは、子供の成長を促すという崇高な目標とともに遂行される。それが結果的に、高いリスクを過小評価したり正当化したりする。崇高であるがゆえに、その眩さが負の側面を見えなくさせるのだ。本稿では、リスクの感知を鈍らせる「教育」の作用を読み解くことで、学校におけるスポーツ活動の安全確保を考えたい。

1. 学校の責務

1.1. 学校安全

学校には子供の安全を守るために、さまざまな概念や指針、法制度などが用意されている。

学校における安全確保の活動は広く「学校安全」とよばれ、これは「学校保健」「学校給食」とともに学校健康教育の三領域の一つに位置づく。戦後の学校教育において、「学校安全」の概念が確立されたのは、1959年の「日本学校安全会法」の制定による。同法により、「学校安全会」が、学校管理下の児童生徒等の災害に関して災害共済給付をおこなうとともに、「学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）の普及充実」に取り組むことが明記された（宮田編1974）。同法は2004年に「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に引き継がれ、センターは災害共

済給付と学校安全の普及業務を担っている。

「日本学校安全会法」の制定の背景には、1950年代半ばに学校管理下で多数の死亡者を出す事故が相次いだことがあげられる。1954年の神奈川県相模湖における遊覧船沈没事故、翌1955年の香川県高松港沖合における連絡船沈没事故（紫雲丸事故）、岩手県北上市のバス転落事故、三重県津市の海岸部における集団水難事故と、立て続けに発生した重大な死亡事故は、学校安全の制度的整備の必要性を人びとに痛感させた。

文部科学省の『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（2010年）によると、「学校安全」は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」という三つの主要な活動から構成される。「安全教育」とは、「児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す」活動であり、「安全管理」とは「児童生徒等を取り巻く環境を安全に整える」活動である。「組織活動」とはこれら「両者の活動を円滑に進める」ための取り組みを指す（文部科学省2010）。

「学校安全」が対象とする具体的な安全項目は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」である。「生活安全」は、学校の日常生活で起こる事故や事件を取り扱う。授業中や休み時間中における不慮の事故、スポーツ活動時の怪我、誘拐や傷害などの犯罪被害などが含まれる。「交通安全」は、登下校中や校外学習中の交通場面における事故を取り扱う。「災害安全」は、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害にくわえ、火災や原子力災害も取り扱う。

1.2. 安全配慮義務

「学校保健安全法」では、「第3章 学校安全」という項目が立てられており、第26条では「学校安全に関する学校の設置者の責務」として、学校の設置者は「児童生徒等の安全の確保を図るため」に「学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める」ことが、第27条では「学校

安全計画の策定等」として、学校は「児童生徒等の安全の確保を図るため」に「安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」ことが記されている。学校の設置者においても、また学校本体においても、子供の安全確保は必須の要件である。

そして子供の安全確保にあたって、学校には「安全配慮義務」が課されている。それを直接に規定する法律はないものの、文部科学省は、2006年11月21日付の事務連絡「学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における児童生徒の安全の確保について」において、2つの判例から学校の安全配慮義務を遵守すべき旨が示されている。

公立中学校における教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある。

(神奈川県津久井町立(現・相模原市)中野中学校における、いじめによる自殺事案の控訴審判決。東京高等裁判所、2002年1月31日。)

学校設置者は心身の発達過程にある多数の生徒を継続的に監督下に置いて教育を施すのであるから、このような特別の法律関係に入った者に対し、教育活動より生じる一切の危険から生徒の生命、健康等を保護すべき義務を信義則上負うのが当然である。略 教諭や教育委員などの学校教育の任に当たる者は、被告の補助者としてその職務権限内において、生徒の心身の発達状態に応じ、具体的な状況下で、生徒の行為として通常予想される範囲内において、他生徒にいじめなどの害を与える生徒に対する指導監督義務を尽くして加害行為を防止し、(原告)を含むすべての生徒に安全に相当な教育を受けさせるべき、いわゆる安全配慮義務があるというべきである。(東京都羽村市立羽村第一中学校における、いじめによる不登校事案の判決。東京地裁八王子支部、1991年9月26日。)

このように学校には安全配慮義務があることから、学校における活動は安全を土台にして設計されなけれ

ばならない。ところが、学校の活動が「教育」に結び付くとき、子供が遭遇するリスクは、不可視化される。

2. 「教育」としての暴力

2.1. 「開かれた学校づくり」という教育理念

「教育」はいかなる意味で、リスクを不可視化させるのか。「不審者」による子供への危害事案を例にとつて考えたい。

通学路で子どもが見知らぬ大人から声をかけられ、その情報が学校に伝わると、学校や教育委員会から「不審者」情報が配信される。たとえば、「○月○日○時頃、帰宅途中の女子児童が、黒い自転車に乗った男に『どこかに遊びに行こう』と声をかけられました」「○月○日○時頃、下校中の男子児童が黒い車に乗った男に『○小学校まで案内してほしい。車に乗って、教えてくれる?』と誘われる事案が発生しました」といった情報が、ウェブサイトやメールにより発信される。

こうした対策が拡がることとなった最大のきっかけは、2001年6月に大阪教育大学附属池田小学校で発生した、児童殺傷事件である。外部からの侵入者が包丁で次々と子どもを襲撃し、1年生と2年生計8名の尊い命を奪った(犯人は2004年に死刑が執行された)。学校史上もっとも残酷な事件と言うべきこの事案を受けて、全国の学校で不審者に対する危機意識が急速に高まった。さらには2005年11月に広島市で、翌12月に栃木県今市市(現、日光市)で小学1年女児が短期間に相次いで連れ去られて殺害されるという痛ましい事件が発生したことにより、不審者対策は学校安全の最重要課題として認識されるようになった。

従来学校は、学校外部の者に対しては無防備であった。その無防備な状況は、「開かれた学校づくり」の理念として、むしろ称揚されていたとさえ言える。1980年代に始まる「開かれた学校づくり」は、臨時教育審議会の「教育改革に関する第二次答申」(1986年4月)に示されているように、「学校は憲法、教育基本法に規定されている父母、児童・生徒の教育上の諸権利の尊重に努めなければならない。学校は地域社会や父母・家庭に対してもっと開かれた学校運営を行うよう努力し、児童・生徒の個性と人格を尊重する基本姿勢を確立し、学校への新鮮な風通しをよくすることが必要であろう」との認識にもとづいている。

また、中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998年9月)においては「公立

学校が地域の専門的教育機関として、保護者や地域住民の信頼を確保していくためには、学校が保護者や地域社会に対してより一層開かれたものとなる必要がある。「子どもの個性を伸ばし、地域に開かれた特色ある学校づくりを実現する」「学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとする」と記され、同じく中央教育審議会の答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（2003年3月）においても「子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、地域社会の果たすべき役割は非常に大きい。学校・家庭・地域社会の三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、適切な役割分担の下に緊密に連携・協力して、教育の目的の実現に取り組むことが重要」「これからの学校は、自らの教育活動の状況について積極的に情報提供するなど説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を求めていくことが重要である」ことが指摘された（浦野 2003）。国の教育政策を方向づける答申文において「開かれた学校づくり」は推進されてきた。

2.2. 不審者侵入事件により「閉ざされた学校」へ

「開かれた学校づくり」を菱村は、「施設を開く」「教育を開く」「経営を開く」「情報を開く」の4点で整理している。「施設を開く」とは、学校施設をオープンにし、地域住民に開放すること、「教育を開く」とは、カリキュラムに地域の教育資源（地域の専門家など）を活用すること、「経営を開く」とは、保護者や地域住民に学校の方針や活動を説明し、学校経営に保護者や地域住民の意見を取り入れること、「情報を開く」は、情報公開の流れのなかで、教育情報もまた開示することである（菱村 2001）。

この4つの「開く」のなかで「施設を開く」が、外部者の来校（侵入）に関わる。積極的な「施設を開く」方針により、「学校開放のスローガンのもとに『地域の学校』ということで、正門を広く開き、訪れるものは誰でも歓迎、授業参観もなるべく長期間、自由にとという雰囲気」（下村 2001: 7）が醸成された。

その究極の施策が「学校公園」構想である。「学校公園」の施策は、神戸市において先進的に着手され、その始まりは1960年代後半にまで遡る。学校公園の構想とは、「子どももお年寄りも歩いて生活できる範囲、つまり小学校区をひとまとまりとするコミュニティ

として、小学校を中心に発展させていこうというものである。その際学校は塀で遮られた閉鎖的な空間ではなく、フェンスもしくは生け垣に囲まれ、近隣の住民が自由に行き来できるようにデザインされる」（竹下 2001: 25）。竹下の論文が発表された2001年の時点で神戸市内のほとんどの公立小学校において、この構想のもとで学校の開放が実現していたという。

今日から考えると、近隣の住民が公園に自由に訪れるように、グラウンドや体育館など学校の敷地内にも自由に入出りできる状況、しかもそれが行政の構想として積極的に推進されていたことは、にわかに信じがたいであろう。部外者による子供へのさまざまな危害や迷惑行為が想像され、また個人情報の漏洩も懸念される。

上記の論文は2001年3月に刊行されている。附属池田小学校における児童殺傷事件の3か月前のことである。少なくともその時点までは、施設を開くことがもつ広い意味での「教育的な理念が、部外者による危害や迷惑行為のリスクを視野の外に置いていたと言える。ところが、2001年6月の不審者による殺傷事件により、「施設を開く」方針は大きく転換されることとなった。「開かれた学校」は「閉ざされた学校」へと向かう。

2.3. 不審者の危害から身を守る方法

2001年6月の不審者侵入事件は、とくに部外者に対する「開かれた学校」のあり方を厳しく問い直すこととなった。

事件を受けて、文部科学省と大阪教育大学ならびに附属池田小学校が、2003年6月に遺族との間に交わした合意書の「前文」は、次のように始まる。

学校は、子どもたちが保護者から離れて学習する場であり、本来最も安全な場でなければならない。「開かれた学校」の視点は重要であるが、それを意識するあまり「安全な学校」という大前提が蔑ろにされることがあってはならない。

（文部科学省「大阪教育大学附属池田小学校事件に係る遺族との合意書」、2003年）。

ここには、学校が安全な場であるべきことと、そのために「開かれた学校」のあり方が見直されなければならないことが明記されている。その見直しの対象が、学校施設の開放であった。事件を受けて附属池田小学校は、校舎の大幅な改修をおこない、学校安全とくに不審者対策のモデル校へと生まれ変わった。

事件後に総工費約20億円をかけて改修された校舎は、壁面がガラス張りの体育館をはじめとして、視認性の高い（死角の少ない）空間へと様変わりした。校舎内には非常用押しボタンが314箇所、警報ブザーが105箇所設置されている（共同設計株式会社ウェブサイト（<http://kyodo-sekkei.com/>）より）。

ハード面の対策に代えて、ソフト面の対策も進んだ。

文部科学省が2006年に発表した「学校における防犯教室等実践事例集」では、「万が一、事件や事故が発生した場合に備えた対策は危機管理の中核をなすことから、学校や地域の特性を考慮し、想定しうる事件・事故に適切かつ迅速に対応できるように準備を進める」として、「防犯教室」ならびに「防犯避難訓練」の必要性が説かれている。

「防犯教室」とは「外部の専門家等による、子どもを対象とした専門的指導」であり、「警察、防犯協会などの防犯の専門家」による指導が望ましいとされる。たとえば危険予測・回避の方法として、「様々な場面を用いて、発生しうる危険について予測させる。また、危険回避の方法として、まず危険に近づかないこと、さらに緊急時には、大声をあげる、防犯ブザーを使う、逃げる、助けを求めることなど」が指導される。

「防犯避難訓練」とは、「教員や外部の専門家による、子どもを対象とした図上あるいは実地の訓練」を指し、「状況としては、学校への不審者侵入や登下校時の不審者への対処を想定している」。危険回避の方法として「学校内における不審者侵入、通学路、地域などにおける不審者との遭遇などを想定して、回避方法等を指導する。具体的には、危険な状況や場所、不審者などに近づかないこと、緊急時には、逃げる、声をあげて周囲に助けを求める、防犯ブザーなどを活用する、交番、子ども110番の家、商店などに逃げ込むことなど」が指導される。

「防犯教室」ならびに「防犯避難訓練」は、従来おこなわれてきた火事や地震の場合の避難訓練と同じように、子供は専門家や教師らとともに、迫りくる危機への対処方法を学ぶ。「開かれた学校づくり」という「教育」の理念は大幅な方針転換を余儀なくされ、不審者による危害への関心が一気に高まり、その対策が急速に整備された。

2.4. 教師の危害から身を守る方法

防犯訓練の実施や、非常用押しボタン等の設置は、不審者対策を目的としている。一方で、学校管理下に

おいて子供に暴行をくわえる大人は、不審者だけに限られない。教師もまた、ときに子供に暴行をくわえることがある。より正確を期すならば、子供の暴行被害という点では不審者による暴行よりも、教師による暴行のほうが圧倒的に多く発生している。

ところが、教師が生徒に暴力を振るう可能性は大いにあったとしても、学校内でそこに対策が立てられることは皆無に等しい。文部科学省の『学校の危機管理マニュアル：子どもを犯罪から守るために』（2007年）に描かれた不審者は明らかに怪しげである【図1】。不審者とは言え、さすがにこれほどまでにわかりやすい身なりはしていないと推察されるが、いずれにしても容易に、不審者＝悪というイメージが私たちに植え付けられる。他方で、教師は神聖なる存在とおそらく想定されているのであり、それゆえ教師からの暴力が批判的検討の俎上に載ることはない。



図1 文部科学省『学校の危機管理マニュアル：子どもを犯罪から守るために』（2007年）に描かれた不審者

教師から子供への暴力、いわゆる「体罰」については、教育界の対応はとてもゆるい。

文部科学省が毎年公表している「公立学校教職員の人事行政状況調査」をもとに、懲戒処分の件数を分析すると、その事実が明確に浮かび上がってくる。特別な出来事や対応によって、年度間で数字が大きく変わることがあるため2014～2018年度までの5年分を参照すると、懲戒処分等（訓告を含む）の件数では、各種事案のなかで「体罰」の件数は圧倒的に多く、3490件に達する【図2】。だがそのなかで懲戒免職に該当する件数は1件にとどまっている。暴行により子どもが骨折しようが、その鼓膜が破れようが、過去にも体罰で処分歴があるろうが、免職になることはないに等しい。

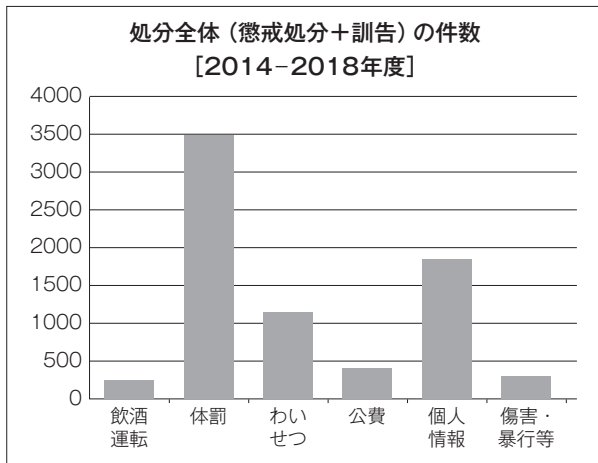


図2 公立学校の教員における行政処分（懲戒処分+訓告）の実態 [2014～2018年度]

※「公費」とは、公費の不正執行等を指し、「個人情報」とは個人情報の不適切な取り扱いを指す。

懲戒処分等の件数にしめる懲戒「免職」の割合からは、体罰の特別扱いが際立って見えてくる【図3】。たとえば車の飲酒運転は処分279件のうち146件が懲戒免職（52.3%）、わいせつは処分1147件のうち645件が懲戒免職（56.2%）の処分が下されている。一方で、体罰は3490件中1件であるから0.029%とほぼゼロに近い。免職と停職を合わせた場合においてもこの傾向は同様で、飲酒運転は274件（98.2%）、わいせつは929件（81.0%）であるのに対して、体罰は70件（2.0%）止まりである。学校が、いかに体罰に寛容であるかがわかる。

各種懲戒処分事案のなかで、「体罰」は圧倒的にその件数が多い一方で、免職や停職といった重大処分の件数が極端に少ない。なぜなら、「体罰」は「指導の一環のつもりだった」「行き過ぎた指導」と表現されるように、指導という「教育」の範疇で理解されるからである。

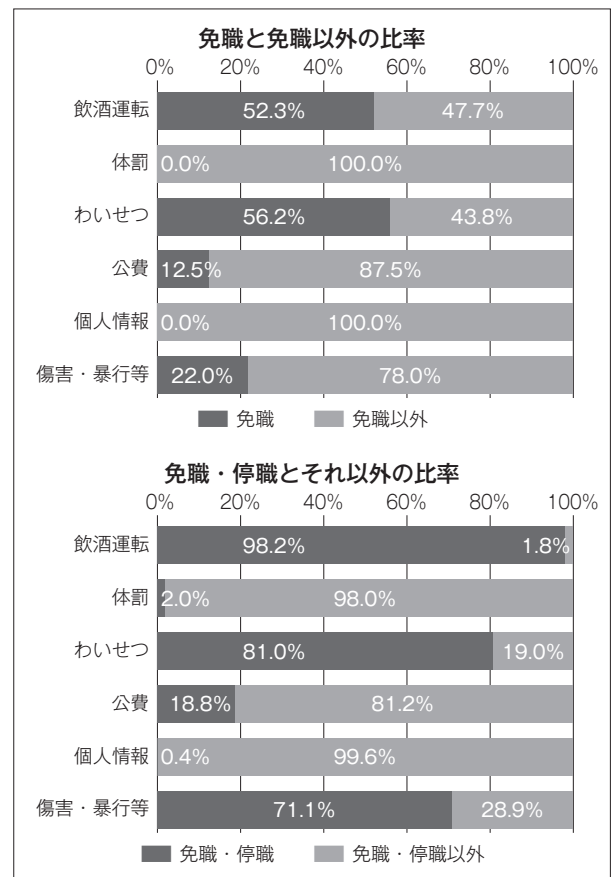


図3 処分全体に占める免職/免職以外の比率（上図）ならびに免職・停職/免職・停職以外の比率（下図）

2012年12月に、大阪市立桜宮高校で、バスケットボール部主将の2年生男子が顧問からの暴力を苦にして自殺した。翌年9月に開かれた刑事裁判の初公判では、裁判官、検察側、弁護側に示されたビデオ映像に、被告人である元顧問が生徒のほおを20発ほども激しく平手打ちする様子が収められていた。

検察は、「口が血まみれになっても殴っていた」と指摘する。それほどに強い暴力だったのだろう。生徒はその翌日に、家族に宛てた遺書を残して自ら命を絶った。「何を考えて殴ったのか」と生徒の母親が問い詰めたとき、元顧問の答えは、「指導です。強くなっしてほしいと・・・」というものであった。その当時の顧問の認識では、口が血まみれになるような暴力でさえ、指導すなわち教育活動だったというのである（『週刊朝日』2013年9月20日）。

南部さおり著の『反体罰宣言』に記されているとおり、暴力的な指導者は、自分が受けてきたスパルタ指導を「よかれ」と思ってそのまま自分の生徒への指導方法として採用したり、あるいは衝動的に暴行や恫喝を用いた際に生徒が（怯えて一時的に）指導に従うことを

効果があったのだと錯覚したりすることで、暴力的な指導をくり返していくという(南部 2019)。教師による暴力には、ポジティブな意義づけがともなっている。

ところで、道徳の学習指導要領やその解説には、教師による暴力事案は登場しない。もちろん、「体罰」という言葉も見当たらない。

それどころか、たとえば中学校の新学習指導要領(2017年3月に告示、2021年4月より全面実施)では、第3章の「特別の教科 道徳」において、「教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること」(「中学校学習指導要領」特別の教科 道徳編)とある。道徳の世界では、教師という存在は、批判の対象にはならない。教師は子どもから敬愛される対象として、子どもに提示される。

不審者からの暴力よりも、教師からの暴力のほうが件数としては圧倒的に多く発生しているはずである。ところが学校では、子供にそれを回避するための訓練が提供されることもなく、むしろ教師は尊厳存在として意味づけられている。不審者からの暴行を、「教育」と表現する人はだれもいない。だが、教師からの暴行は、容易に「教育」の文脈に置き換えられる。こうして「教育」は、教師による暴行を不可視化させる。

3. 巨大組み体操のリスク

3.1. 学校教育で大人気

学校教育の現状を読み解いていくにあたって重要なことは、私たち第三者からすれば、「理不尽」「身勝手」「人権侵害」あるいはより苛烈に「カニバリズム的性格」(山本 2019) と思えるような教師の営為の多くが、じつは真っ当な「教育」と意味づけされている点だ。教師からすれば、それは悪行ではなく善行なのである。

数年前に、非常に危険な取り組みであると話題になった巨大な組み体操も、その一つである。組み体操とは、複数の子どもたちが身体を組み合わせて、さまざまな形を表現する活動である。運動会や体育祭の一競技種目にすぎないものの、2000年代なかば頃からは、組み体操に特化した書籍がつけられて刊行されるほどに、当時は人気が高まっていた。

海外の状況に目を向けると、組み体操に類するものはいくつか確認できる。インドやスペインでは、高層の人間タワーがつくられる宗教的祝祭がある。インド

のダヒーハンディー祭に関する論考では、高所からの墜落により墜落者本人が負傷したりその下敷きになって負傷したりする事例(Nemade et al., 2012)や、胸部・腹部が圧迫される事故(Tumram et al., 2015)の実態が明らかにされている。ただし、そもそも事故実態がほとんど明らかにされていないのが現状である(Nemade et al., 2012)。日本では具体的な研究としては、2015年に負傷事故のケース・スタディ(8例の分析)が発表されている(Araki et al., 2015)。

筆者が学校のウェブサイトや新聞の記事によって把握した限りでは、組み体操の代表的な技である「ピラミッド」は、幼稚園で6段、小学校で9段、中学校で10段、高校で11段が最高段数である。もう一つの代表的な技として知られる「タワー」は、小中高いずれも5段が最高段数である。いずれも、より巨大で高い組み方がもてはやされ、それが小学校さらには幼稚園にまで広がっている。

10段のピラミッドは中学3年生の場合、高さが7m、負荷は最大200kgに達する。10段は極端だとしても、高さが4～5m、負荷が100kgを超えるような組み方は、珍しくない。ピラミッドとタワーにおける、土台への負荷と頂点の高さについては、筆者が2016年にシミュレーションにより具体的な数値を算出している(内田 2016)【表1】。巨大組み体操を冷静に観察するならば、教師が体育の時間に、子どもを高さ数メートルの脚立に乗せてそれをグラグラと揺り動かしたり(実際に組み体操はグラグラと揺れる)、子供の背中に100kgの石を乗せたりしている状態である。組み体操に特段の思い入れのない人びとにとっては、巨大組み体操は、生身の子供を駒に使った危険な構造物にしか見えないはずだ。こうして多大な負荷による個人々人への大きな圧力とそのなかでの体勢の崩壊が、頸部や体幹部の損傷をはじめとする負傷事故につながっていると推測される(Araki et al., 2015)。

このように重大なリスクが想定され、そして実際に現場では骨折等の事故が起きてきたにもかかわらず、組み体操の典型的な指導方法では、「痛い」と発することが禁止されてきた。土台の子供には、「『痛い』と言っていると、上に乗るお友だちが、不安になるでしょう。だから、グッと我慢しなさい」と指導され、上に乗る子供には「下の仲間がみんな頑張ってくれている。あなたはそれを信じて、のぼっていきなさい」と指導される。土台の子供は痛みを、上の子供は恐怖を押し殺すことで、全体のかたちが成り立つ。こうして巨大組

表1 立体ピラミッドにおける土台の負荷量一覧（内田 2016）

学年・性別	小学5年 男子	小学5年 女子	小学6年 男子	小学6年 女子	中学2年 男子	中学3年 男子	高校2年 男子	高校3年 男子	土台の 最大負荷量 (人)	総人数
平均体重 (kg)	34.3	34.0	38.3	39.0	48.8	54.0	61.0	62.8		
1段	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2段	17.2	17.0	19.2	19.5	24.4	27.0	30.5	31.4	0.50	3
3段	15.4	15.3	17.2	17.6	22.0	24.3	27.5	28.3	0.45	6
4段	36.0	35.7	40.2	41.0	51.2	56.7	64.1	65.9	1.05	13
5段	50.8	50.3	56.7	57.7	72.2	79.9	90.3	92.9	1.48	22
6段	59.0	58.5	65.9	67.1	83.9	92.9	104.9	108.0	1.72	37
7段	82.7	81.9	92.3	94.0	117.6	130.1	147.0	151.3	2.41	55
8段	96.0	95.2	107.2	109.2	136.6	151.2	170.8	175.8	2.80	81
9段	105.6	104.7	118.0	120.1	150.3	166.3	187.9	193.4	3.08	111
10段	132.1	130.9	147.5	150.2	187.9	207.9	234.9	241.8	3.85	151
11段	144.1	142.8	160.9	163.8	205.0	226.8	256.2	263.8	4.20	196

※ 網掛け箇所は、2014年度時点の各学校段階における最高到達段数。

み体操は、学校においては、「感動」や「一体感」を生む、教育効果の高い取り組みとして取り入れられてきた。

この指導方法のもとでは、巨大組み体操は、無言で崩れていく。崩壊の予兆を、だれも声に出すことができないままに、子供は積み重なりながら倒れていく。巨大組み体操という構造物のみならず、その指導方法もまた事故のリスクを高めている。

3.2. 骨折事案が道徳の教材に

このような教育観がつくりあげる巨大組み体操では、仮に負傷事故が起きたとしても、それが教育の失敗とみなされることはない。

広島県教育委員会のウェブサイトにも、2016年1月まで掲載されていた、組み体操の道徳教材がある。文部科学省委嘱「平成14・15年度 広島県児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」で作成された教材の一つで、主題は「ゆるすということ」。実際に子どもたちが運動会で組み体操の練習をしている時期に、この教材を用いた授業がおこなわれたという。

一部のネットユーザーの間でこの教材の存在がささやかれるようになり、教材の問題点を憲法学者の木村草太がネット記事（「これは何かの冗談ですか？

小学校『道徳教育』の驚きの実態」、『現代ビジネス』2016年1月26日付）で取り上げたことで、広く知られるようになったものである。

まずはその読み物の内容を、大部分を割愛・編集しつつ、簡単に紹介したい。

ぼくの名前はつよし。六年生の運動会には楽しみがある。それは、組み体操だ。

今日は運動会の前日。最後の練習だ。笛の合図で

だんだんとピラミッドができあがっていく。二段目、三段目。とうとうぼくの番だ。手と足をいつもの場所に置いたしゅん間、ぼくの体は安定を失い、床に転げ落ちていた。ぼくはそのまま病院に運ばれた。骨折だった。

病院から学校へ帰ると、わたるくんが泣きそうな顔をしてやってきた。最初にわたるくんがくずれて、全体がバランスをくずしたのだ。「つよくん。ぼく……ごめん」。ぼくは許すことができず、ぷいと顔をそむけてしまった。でもぼくを迎えに来たお母さんは、わたるくんに、「そんなに自分をせめず、つよしの分までがんばってね」と声をかけた。

家に帰ってぼくは、「わたるくんにあんなこと言うなんて」と、お母さんにくってかかった。でもお母さんは、「一番つらい思いをしているのは、つよしじゃなくてわたるくんだと思うよ。つよしがわたるくんを許せるのなら、体育祭に出るよりも、もっといい勉強をしたと思うよ」と静かに言った。

その夜、ぼくは、わたるくんに電話しようとして受話器をとった。

以上が、「ゆるすということ」の概要である。

指導案によると、この教材のねらいは「謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にしようとする心を育てる」ことにある。わたるくんこそつらい思いをしているのであり、広い心でもってわたるくんの立場を考えていくことが目指される。

3.3. 骨折事故は「教育」に回収される

核心に入る前に、授業の実践報告に記載されている「児童の反応」に触れておきたい。そこには、「許しま

す。つらそうにあやまっているのに許さないとわたるくんに悪い」「事故だったんだし、許さずずっとけんかしたままだったらもっと嫌な思い出になる」といったように、ねらいどおりの理解を示す子どもの意見があげられている。

その一方で、「許さない。わたるくんが気をぬいたせいで、どの競技にも出られないからです」「楽しみにしていた組体操に出られなくてとてもつらい。許してあげたいけど、たぶん許せません」といった意見も紹介されている。母親の言葉によって、わたるくんの立場への気づきが誘われているが、それでも「許さない」とは、なかなか厳しい見解である。

組み体操では、人と人が組み合うことで一つのかけをつくりあげる。一人が崩れれば、他の人も連動して崩れていく。こうした特性が「一体感」の形成につながるということで、組み体操は現場で人気を博してきた。

楽しみにしていた組み体操で、友人が崩れたことにより、自分がそこに巻き込まれ、骨折する。道徳の授業が実践された当時、まさに組み体操の練習中であった子供には、必ずしも教師の側の意図はすぐには届かなかったようだ。子どもであれ大人であれ、人が複数いればそこにトラブルは生じる。その意味では、子供が相手を「許せない」ことは、それで仕方ないのかもしれない。だがそもそも、一人の失敗が即全体の失敗につながり、ときにそれは身体の負傷をも生み出す。はたしてこのような組み体操のあり方は、学校教育の内容として適当なものなのだろうか。

道徳教材「ゆるすということ」の最大の問題点は、主人公であるつよしくんの骨折を引き起こした組み体操のあり方が、いっさい問われていないことである。そのことに無自覚だからこそ、子どもの心模様に着眼できるのであり、さらにそれを文科省事業の成果として広く提供できるのである。

「ゆるすということ」のなかでは、少なくとも4段より大きい組み方が子どもたちに指導されるなかで、それが崩壊して骨折者が出ている。これはまずもって、組み方やその指導方法に問題があると考えられる。学校側は、子どもに無理を強いていたのではないか。つよしくんもわたるくんも、ともに被害者ではないか。もっと安全な組み体操が指導されていれば、つよしくんが骨折することもなかったし、二人の間がこじれることもなかったはずだ。

だが、「ゆるすということ」は教育の失敗を描くこ

とはない。

つよしくんとわたるくんの両者の心模様に着目し、教育の一環としてそれを活用する。実践報告は、「授業は、自分の練習風景と重ね合わせながら主人公の気持ちを考え、涙ながらに発言する児童がいて、身近な資料になっていると感じた」「この実践後の組体操の練習もさらに真剣に取り組み、練習中の雰囲気もとてもよいものになった」と、前向きな見解を示して閉じられている。

3.4. 4人が同時に骨折

巨大組み体操が「教育」であるからには、負傷事故は問題にならない。その究極の事案は、「4人同時骨折」である。

『子どもも観客も感動する！「組体操」絶対成功の指導BOOK』（2014年刊）の著者である関西体育授業研究会が開いた「組体操実技研修会」の報告資料にその事実が記されている。同研究会は、関西地区の組体操普及に力を入れており、2010年度の第1回目の研修会では160人の教師が参加したが、翌2011年度には400人、2012年度には600人と、参加者数は拡大の一途をたどってきた。その第2回研修会の報告資料に、次のような記載がある。

大ピラミッドの指導

基本を押さえれば、難しい技ではありません。

ですが、油断大敵です。崩れる時は中央へ落ち込む形で崩壊します。上から児童が降ってくると、逃げ場がないので、数人を巻き込んだ大きな事故になる恐れがあります。過去に一度に4人骨折という事故もありました。

（関西体育授業研究会「研究通信 Improve」No. 59, 2011年）

かつて大ピラミッドの崩壊により、驚くべきことに、4人が同時に骨折をしたというのである。巨大であったために崩壊時の負荷が大きかったものと推察される。この時点で、学校側の責任が厳しく問われるべき事態であるにもかかわらず、とくにそうした問題意識は見られない。事故を受けて報告資料では、安全配慮として組み方の順序や腕の置き方などの留意点が示され、大ピラミッドの研修は継続された。

「関西体育授業研究会」の活動記録等を目にすると、先生方が自主的に集まり、高い意欲で体育の指導方法

について学ぼうとしていることがわかる。とても貴重で意義深い研究会であることは、だれもが認めるところであろう。安全面についても高い意識があり、報告資料では「安全面での配慮が組体にとって大変重要だということはどの教師もわかっているはずなのに、毎年事故が起きています。ぜひ、今年の実践では事故・怪我0を目指してください！」（関西体育授業研究会「研究通信 Improve」No. 59, 2011年）と、注意喚起がなされている。

事故防止の意識を高めることは重要である。しかし、根本的に巨大なピラミッドや高度な技に挑戦しようとするから事故が起きてしまうことに目を向けなければならなかったはずだ。安全指導の技量の問題ではなく、そもそも無茶・無謀なことをしていることが問題なのではなかったか。そこには、組み体操の巨大化や高度化を諦めるという発想がない。巨大化・高度化した作品をつくるということには教育的な意義があり、そのうえで事故をなんとか減らそうとしていたのである。

ところで、筆者が調べた限りでは、巨大組み体操はとりわけ関西圏と九州圏で流行ったように見える。関西圏では、「関西体育授業研究会」が普及に大きな役割をはたした。組み体操の研修会を広報するためのチラシには、小学生が組み立てた7段ピラミッドと5段タワーの写真が使われていた。この巨大組み体操の普及拠点となった「関西体育授業研究会」の事務局がどこにあったのか。

当時、関西体育授業研究会の事務局は、じつは大阪教育大学附属池田小学校に置かれていた。日本を代表する学校安全のモデル校であり、2010年にはWHOより日本初の「国際安全学校」の認証を得たはずの附属池田小学校が、巨大組み体操の普及拠点であった。巨大組み体操を練習している最中や、あるいは運動会でそれが披露されたときに、非常用押しボタンや警報ブザーを押す者は、きっと一人もいなかったのだろう。不審者の行いは「悪」である。だから、監視体制を強化し、防犯訓練もおこなう。だが、教師の行いは「善」である。その構図の危うさが問われることはない。

筆者はけっして、附属池田小学校の非を問いたいのではない。子供の安全にもっとも敏感な学校であってさえも、「教育」という枠組みに乗った途端に、リスクを感知できなくなる。ましてや全国各地の学校では、教師が用意した「教育」活動に伴うリスクなど、感知できるはずがない。それほどに、「教育」は絶大な力でもってリスクを不可視化させる。

なお、組み体操による事故は、現時点では激減している。日本スポーツ振興センターが、「組み体操」というカテゴリで負傷事故件数を公表し始めたのが、2011年度の事故からである。2011年度から2015年度まで8,000件台で推移してきた事故件数は、2016年度には一気に5,000件台に急減し、2019年度には約3500件にまで減少した。教育現場にも新たな風が吹き込まれることで、「教育」の呪縛が解かれて、安全を重視した活動が展開される。その意味では、未来はけっして暗いわけではない。

4. 部活動は魅力的だから

4.1. 膨大な活動量

学校教育のスポーツ活動において、質と量ともに大規模をほこるのが「部活動」である。巨大組み体操におけるリスクの過小評価は、部活動の活動場面にも当てはまる。

象徴的な例は「夏の甲子園」である。高校球児の姿を見ていて誰もが気になるのは、甲子園球場の「暑さ」である。「そこまで暑いなかでやらなくても…」と心配の声も多く聞かれる。しかし高校野球にとって、『暑い夏』と『甲子園』は欠かせぬ「舞台装置」である（MSN産経ニュースWEST / 2013年8月15日）。「暑い夏」に、選手が必死にプレイする姿に、私たちは甲子園固有の魅力を感じる。熱中症に気をつけねばならないほどに暑いからこそ、甲子園は盛り上がる。

だがその盛り上がりは、つねに熱中症という負の側面と紙一重である。暑さは、甲子園大会を引き立たせる魅力であると同時に、選手においては健康面での重大なリスクファクターでもある。現時点では、諸々の熱中症対策がなされているものの、「なぜあの炎天下のなかでスポーツをしなければならないのか」という根本的な訴えは、ほとんど放置されている。「痛みや恐怖、過酷な状況を乗り越えたその先にこそゴールがある」というスポーツ精神論は、子供の成長を促進しうる。だがそれは他方で、事故を引き起こしうる。一部の重大な犠牲の上に、学校スポーツの華々しさがあるのだとすれば、その状況を私たちは再考しなければならない。

さて、回避可能なリスクを冒してスポーツ活動が推奨されるという現象は、すでに前節の巨大組み体操において十分に説明をおこなった。本節ではとくに部活動に特有の論点から、「教育」のリスク不可視化作用

を明らかにしていきたい。

目下のところ、部活動のあり方は重大な教育課題として認識されており、その過熱した活動状況が問題視されている。

国が1955年から2001年の間に実施した複数の調査を整理した中澤篤史によると、中学校や高校の運動部活動の活動日数は増減を経ながらも、週4日前後から週5日～6日に増加してきた。「現代は、多くの生徒が多くの日数にわたり活動している時代」（中澤2014: 99頁）である。また、2016年度の教員勤務実態調査では、2006年度と比較して小中学校の各種業務のなかで突出して労働時間が増加したものが、中学校の土日における「部活動・クラブ活動」で、一日あたりで63分もの増加が確認された【図4】。なお2016年度というのは、新聞紙上における部活動関連の投書記事数が増加として急増した時期であり（野村他2021）、2016年度を境に部活動のあり方に関する世論が拡散したと言える【図5】。

また、OECD（経済協力開発機構）が2018年に加盟国等48の国・地域を対象に実施した「OECD国際教員指導環境調査（TALIS）」においても、教師における部活動指導の負担が明らかになっている。日本は小中学校ともに、教員の一週間あたりの勤務時間ももっとも長かった。中学校では、とりわけ「課外活動」の時間が長く、調査参加国・地域の平均が1.9時間であったのに対して、日本は7.5時間と最長であった。

2019年1月に発表された中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」においては、長時間労働で教員の業務量が膨大であることを背景にして、何が教員の本来業務なのかという観点から14項目の業務が検討に付された。その一つとして部活動顧問の負担はとくに重点的に検討され、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理されて、外部人材等の活用による負担軽減の必要性が説かれた。

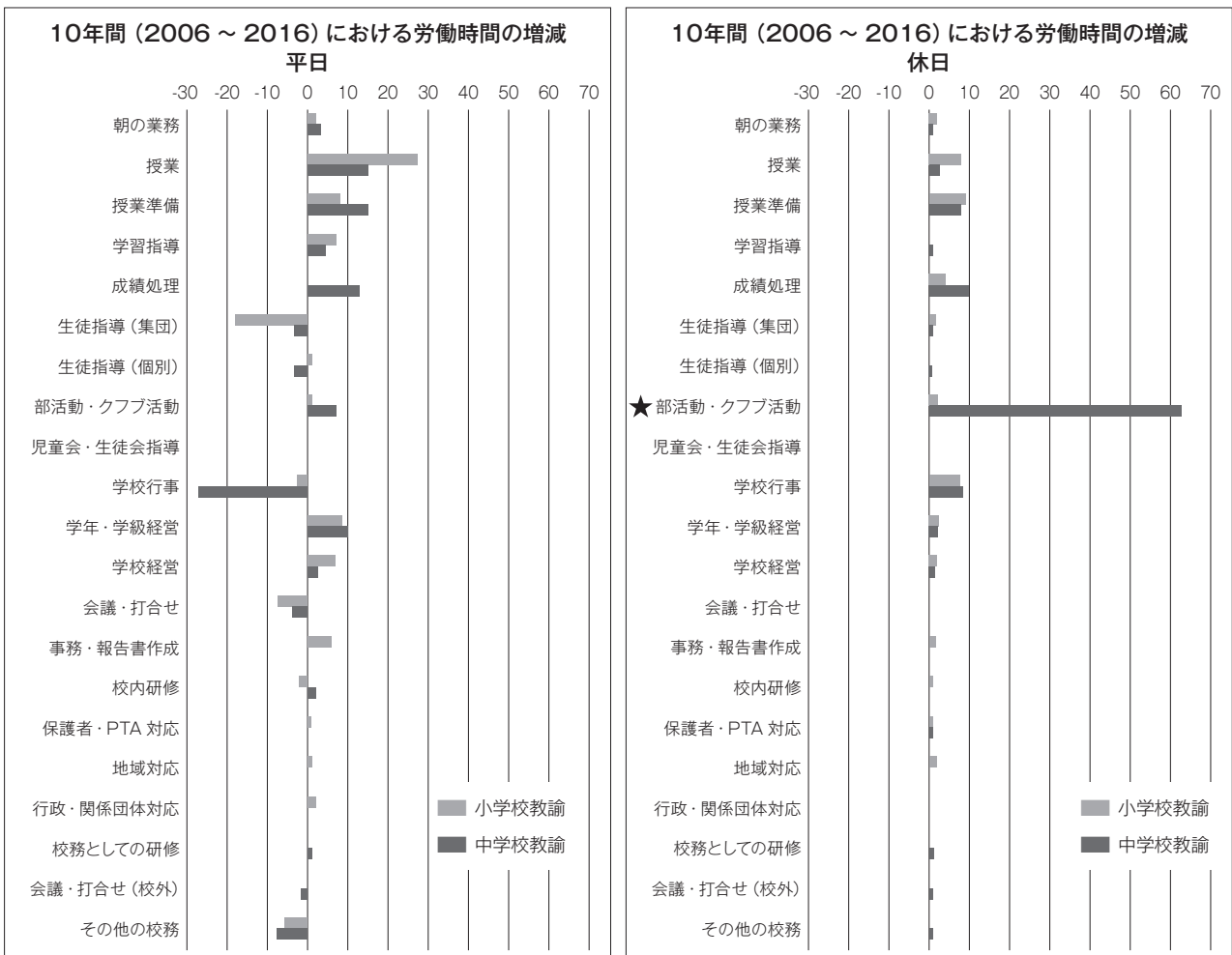


図4 「教員勤務実態調査」における勤務時間数の変化

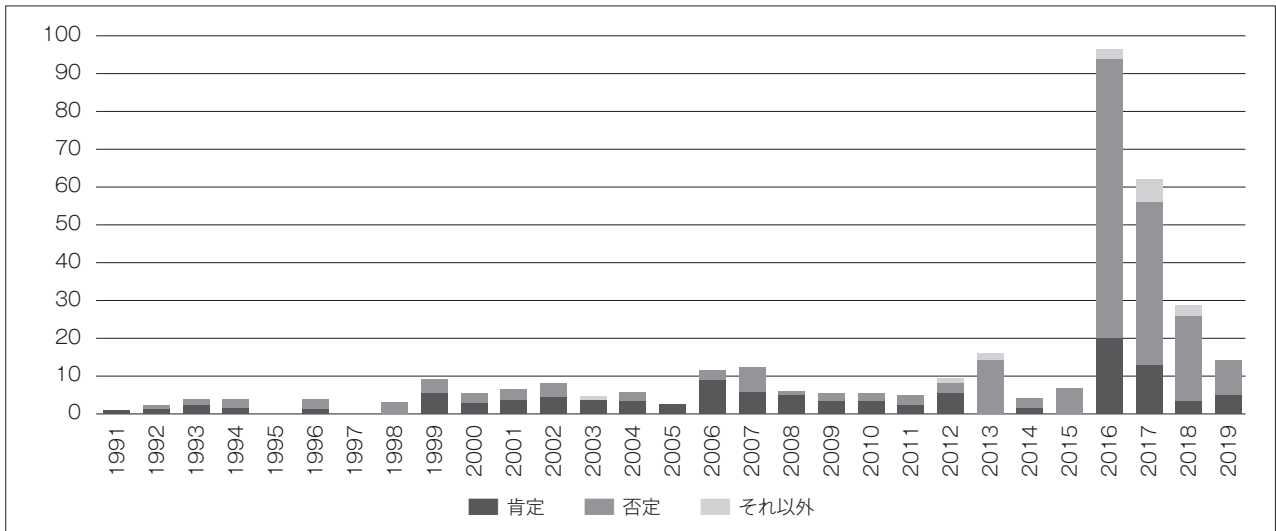


図5 『朝日新聞』における部活動に関する投書記事事件数の推移 (野村他 2021)

※「肯定」とは部活動に対して肯定的な意味づけをしている投書を、「否定」とは部活動に対して否定的な意味づけをしている投書を指している。

4.2. 魅力があるからこそその過熱

さて、視点を生徒側の負担に移そう。顧問の負担が大きければ、生徒の負担も大きい。生徒への負担については、スポーツ庁で2017年5月に運動部活動ガイドライン作成の検討会議が開始され、2018年3月にガイドラインが策定された。同じく文化庁においても文化部のガイドラインが、2018年12月に策定された。

両ガイドラインは、過熱した部活動の適正化を求めるもので、各種提言のなかでもとくに休養日の設定を含む活動量の上限規制が目された。運動部については、「生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成」するために、また文化部については「生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮」するために、運動部と文化部いずれにおいても具体的には、週あたり2日以上、平日1日以上、土日1日以上を設けること、また1日あたりの活動時間は、長くとも平日では2時間程度、土日は3時間程度とすることが明記された。

あまり知られていないこととして、じつは1990年代にも同様の指針が策定されている。文部省に設置された「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議」による『運動部活動の在り方に関する調査研究報告書』（1997年）には、「スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえると、行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日等が確保されることは必要」との認識が示されている。報告書では、中学校において「学期中は週あたり2日以上

休養日」、高校において「週あたり1日以上、平日は「2～3時間程度以内」、土日は「3～4時間程度以内」との提案がなされている。

1997年の報告書に記されている方針は、まるで今日の議論であると錯覚するような内容である。部活動の過度な練習は、長らく問題視されてきた。だが、そう簡単には熱が冷めないところに、部活動の難しさがある。部活動は、たしかに過重な負荷を生徒に与えている。だが、それ以上に価値ある活動である。運動部活動のガイドラインには「前文」として次のように部活動の意義が示されている。

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。（スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、2018年）

部活動は、「生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい」。だからこそ、抑制が効かない。部活動は、たんなる負担ではなく、魅力があるからこそ肥大化し、それが同時に負荷を生み出していると思わなければならない。

4.3. 部活動の大原則「生徒の自主的な活動」

部活動の魅力は、活動量の拡大だけでなく、活動への参加を生徒に強制することにもつながる。

部活動は学校にあって当たり前のように思われているものの、部活動は中学校と高校の学習指導要領の総則においては、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と規定されている。国語や数学などの教科とは異なり、参加するもしないも、生徒の自主性にゆだねられている。

部活動では、早朝の練習を「自主練」と呼ぶことがある。だが、部活動は成り立ちからして、そもそも「自主練」である。それにもかかわらず、実際には部活動に部員全員が強制的に参加させられ、そのなかの「自主練」においてさえほとんどの部員が参加する。自主的とは名ばかりで、強制が慣行化されている。

この自主的な活動というのは、専門的には「教育課程外」と表現される。学習指導要領にも、部活動は「教育課程外」と明記されている。「教育課程」とは、学校教育法施行規則では、中学校の場合には次のように規定されている。

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

「教育課程」とは学校で必ずおこなわれるべき事項である（編成主体は学校）。そして上記にあるとおり、その事項のなかに、「部活動」は含まれていない。先述の2019年の中教審答申においても、「部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る」「部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務である」と明示されている。

ところが法制度上の規程とは裏腹に、生徒はしばしば部活動への加入を強制される。それはまさに部活動の原理が「自主性」である。部活動研究を主導する中澤は、教科教育との対比から、部活動の性格を次のように記す。

学校と教師からフォーマルかつ強制的に与えられる教科教育のような枠組みのなかで、〈子供の自主性〉は表出され難く、その枠組だけでは、〈子どもの自主性〉を基軸にした教育は実現できない。そこで、そうした枠組みをはみ出るような、インフォーマルで自発的な場面を学校教育の一環として用意する必要があった。（中澤 2014, p. 22）

ここで重要なことは、中澤が山カッコ付きで表現する〈子どもの自主性〉とは、実際に自主性が尊重されているかどうかではなく、「学校や教師を中心とした教育する側が子どもをめぐって意味づける理念のこと」、すなわち『『子どもが自主的であり、それはよいことだ』と学校と教師が思っていることに注目』するのである。その「自主的であり、それはよいことだ」という自主性を重んじる信念が、部活動を子供に積極的に推奨するメンタリティにつながっていく。生徒にとって必須である教育課程内の授業は、どうしても退屈になる。ならば、生徒が自分の好きなスポーツに取り組むようにすればいいはずだと、教師は考えたのだ。「1980年代から、非行予防や生徒指導のために『自主性』は逆手に取られて、部活は管理主義的になっていった」（中澤 2017, p. 228）。こうして、自主的だからこそ強制されるというパラドクシカルな事態が進んでいく。

4.4. 強制の実態

スポーツ庁が2018年に発表した『平成29年度 運動部活動等に関する実態調査報告書』によると、生徒の強制入部に関するデータが掲載されている。

公立中学校では全体の32.5%において、公立高校では全体の23.7%において、生徒全員の入部制をとっている。全国の約3分の1の中学校は、自主的な活動であるはずの部活動への参加を強制している。これは、全体として強制は少数派だからよいということにはならない。そもそも自主的な活動であるからには、強制は0%であるべきだ。それが中高で2～3割もの学校が強制しているのであり、学習指導要領の規定から逸脱している。

同調査は、強制入部の実態のみならず、教師の思いとのズレをも示している。

強制入部の有無は、校長がその中学校の状況を回答したものである。同調査ではさらに、個々の運動部顧問（教員）に対して、強制入部の賛否を質問している。すなわち、全員入部制にすべきか希望制にすべきかについて、顧問個人の考えをたずねている。集計結果を見ると、全員入部制にすべきと考える顧問は15.4%にとどまっており、先述の各校の現状（32.5%）に比べると割合はかなり小さい。つまり、顧問個人としては強制入部への賛同者は少ないものの、現状では学校という「教育」を担う組織として、校長が全員入部制をとっているということである【図6】。

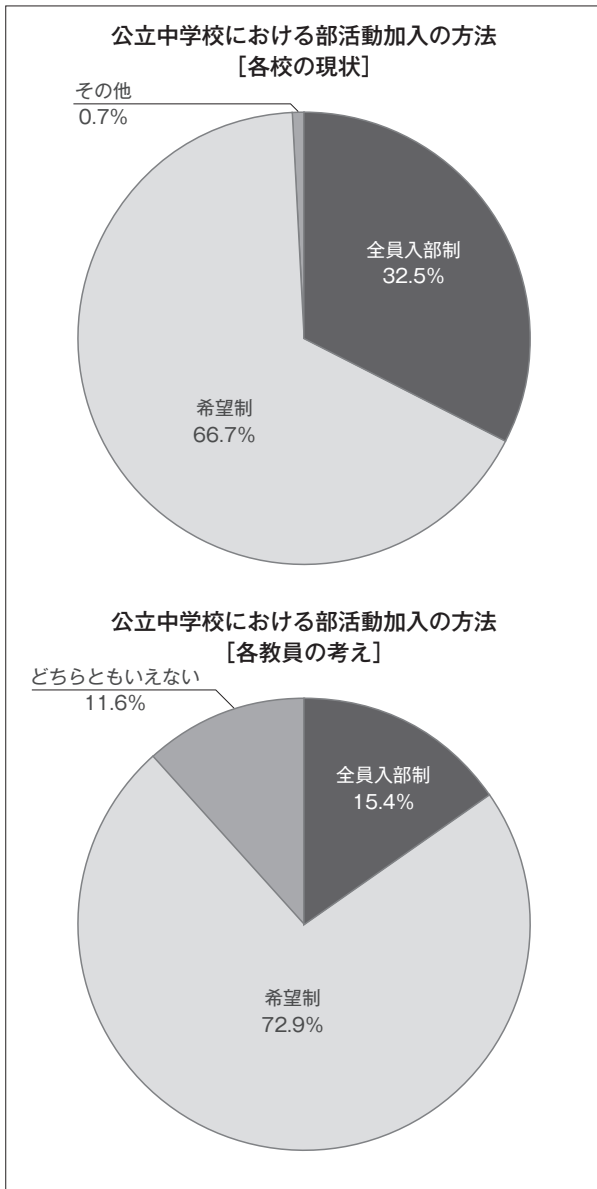


図6 公立中学校における部活動加入の方法に関する各校の現状と各教員の考え

部活動は、長年にわたって学校の「教育」に根づいてきた。それゆえ、たとえ教員個人は強制入部にこだわりがなくても、学校を運営する立場の校長は、学校の教育活動として部活動を生徒に義務化させたいと考えている。

生徒の強制入部については、1996年の時点ですでに、中央教育審議会が答申で次のように警鐘を鳴らしている。

部活動は、教育活動の一環として、学級や学年を離れて子供たちが自発的・自主的に活動を組織し展開されるもの(略)しかしながら、学校が全ての子供に対して部活動への参加を義務づけ画一的に活動

を強制したり、それぞれの部において、勝利至上主義的な考え方から休日もほとんどなく長時間にわたる活動を子供たちに強制するような一部の在り方は改善を図っていく必要がある。

(中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」, 1996年7月)

先に言及した『運動部活動の在り方に関する調査研究報告書』(1997年)には、当時の全国調査(「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査」)では、全員入部制としている中学校は全体の61.2%を占めていたことが記されている。その頃からすれば、状況はいくらか改善されたと評価できる。同報告書にも、「生徒が自発的・自主的に活動を組織し展開するという部活動の本質を突き詰めると、運動部活動への参加については、生徒一人一人の考えを大切にすることが必要」であり、「部活動への参加が強制にわたることのないようにすべきである」との見解が示されている(p. 43)。

ところが、2018年の運動部ガイドラインには、こうした生徒への強制を問題視する文言は、見当たらない。その点では1990年代の国の姿勢よりもむしろ後退したとさえ言える。なお文化部ガイドラインには、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること」(pp. 5-6)との記述がある。文化部よりも運動部の議論のほうが、動きが鈍いようである。

4.5. 現場の誤解

部活動は「教育課程外」であり、学校において必ず実施されるべき事項ではない。ところが「自分はずっと教育課程内だと思っていた。初任の頃から部活動はやって当たり前のことだと勘違いしていた」という教員に、筆者はこれまでたくさん出会っている。

このような背景から、筆者は2017年11月から12月にかけて、公立中学校教員における部活動指導の実態と意識を調査した(調査の詳細は、内田良編『部活動の社会学：学校の文化・教師の働き方』(近刊, 岩波書店)、ならびに、内田良・上地香杜・加藤一晃・野村駿・太田知彩『調査報告 学校の部活動と働き方改革：教師の意識と実態から考える』(2018年, 岩波書店)を参照)。

「あなたは、現行の中学校学習指導要領において部活動がどのように位置づけられていると思いますか」という質問に対して、「教育課程外」と正しく回答したのは58.3%で、その他に「教育課程内」が24.0%、「記述はない」が4.5%、「わからない」が13.2%であった。「教育課程外」という正答が多数派だったのは救いだが、「教育課程内」というまったく逆の回答があったことは、重大な問題として受け止めなければならない。部活動は、けっして各教科と同じような位置づけにはない。部活動に参加しようがしまいが、それは生徒自身の判断にゆだねられていて、そこに強制があってはならない。

ただし先ほどのデータには養護教諭（保健室の先生）や栄養教諭をはじめ部活動指導にあまり関係がない立場の回答者も含まれている。そこで職階別の観点を導入して、管理職（校長、教頭・副校長）と教諭（主幹教諭、教諭）に限ってデータを見てみよう。驚くべきは、学校教育の法規を熟知しているはずの管理職の誤答が、けっして少なくない点だ。

管理職の「教育課程内」という誤答は、19.7%にのぼる。教諭の23.4%とそれほど大きな差はない【図7】。「教育課程外」という正答が教諭よりも19ポイント多かったことが、せめてもの救いである。管理職は、学校で部活動をおこなう場合には、当然その管理運営について熟知していなければならない。管理職選考試験では、教育法規は重要事項であったはずだ。部活動が「教育課程内」という誤解のもとでは、生徒にとって部活動の強制性がきわめて高くなる。

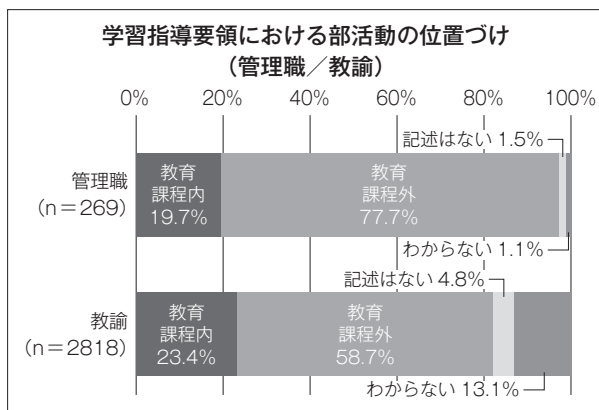


図7 学習指導要領における部活動の位置づけに関する認識

教科とは異なり、部活動は自主的な活動であり、そこにさまざまな魅力が付いてくる。そうだとするならば、あえて強制にせずとも、字義どおり自主的な判

断に任せればよい。参加したい人が参加する。辞めたければ、いつでも辞められる。考えてみれば、放課後は子供の自由時間である。そこに「教育」がパターンリスティックに介入しながら、大多数の生徒と教師を、過熱へと向かわせている。「教育」は、学校の正規のカリキュラムだけでなく、その周辺部にまで介入の手を伸ばしている。

4.6. 人と場所の不足にともなうリスク

部活動の過熱は、事故のリスクを高める。練習過多による疲労だけが問題ではない。

部活動における廊下でのトレーニングを思い起こしてみよう。部活動では、廊下は重要な練習場である。筋トレをすることもあれば、キャッチボールをすることもある。階段も合わせて活用して、長距離を走ることもある。部活動が始まるつい直前まで、廊下を走ろうものなら、「走るな!」と、教師に注意されたはずである。ところが、部活動の時間帯に入るや、廊下を駆けることが正規の練習メニューとして堂々と掲げられる。

廊下を走ってはならない理由というのは、言うまでもなく、危険だからである。死角も多いし、狭い。フックが出っ張っていることもある。雨の日には滑りやすくなる。

危険なはずの廊下を、なぜ部活動では当たり前のように活用してしまうのか。その理由とは、学校という施設は、部活動用には設計されていないからである。教室や特別教室（理科室、音楽室等）、体育館やグラウンドを含めて、学校施設は、基本的に授業用に設計されている。だから、授業を実施するにあたってその場所が足りなくなるということはない。

だが部活動は、学習指導要領に「学校教育の一環」とは明記されているものの、それ以上はとくに何も定められていない。だから部活動が過熱し活動量が大きくなるほど、活動場所が足りなくなる。本来であれば、活動場所に見合った練習量（の抑制）を考えなければならないところを、逆に練習量の（の抑制）に着手することなく、活動すべきではない場所を無理やりに活動場所に置き換えていく。

日本スポーツ振興センター『課外指導における事故防止対策 調査研究報告書』（2010年刊）にも、「絶対的な部活動スペースが不足しており、体育館はローテーションで使用」、「校舎や廊下に卓球台を分散させて活動していた。また、体育館内でも、隣り合った

卓球台の間隔が狭い」と、練習場所の不足を危惧する報告がある。

足りないのは、場所だけではない。専門的な指導ができる人材も不足している。日本スポーツ協会（旧、日本体育協会）が2014年に実施した「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」によると、中学校ならびに高校の運動部顧問のうち約半数（中学校：52.1%、高校：45.0%）は、その競技種目が未経験である。授業で各教科の素人が指導をおこなうことはないが、部活動ではそれが当たり前の風景になっている。

部活動は肥大化し、一方で指導にあたる人も場所も足りない。そのリスクに直接にさらされるのは、教師や指導者ではなく子供である。これが、自主的だからこそ強制された教育活動の顛末である。その元凶は、活動総量が大きすぎることにある。参加の自由を確実に保障し、同時に活動総量をダウンサイジングすることで、適切な指導者と場所の確保が可能となり、そこで適度な練習がおこなわれることになる。

おわりに

以上、学校のスポーツ活動を中心に、「教育」という大義が、子供の安全や自由を脅かしている現状を説明した。「教育」は、子供のために実践される。子供の役に立っているのだという信念が、その負の側面を不可視化してしまう。多くの子供や教師は、そこを根性で乗り切っていくのかもしれない。だが、それが一部の犠牲の上に成り立っているのだとすれば、乗り切ったときの喜びを正当化することはできない。だれもが安心して過ごせる学校へ。「教育」からの離脱が必要である。

【文献】

Araki, T., Miyauchi, M., Suzaki, M., Wakakuri, T., Kirinoki, S., Onodera, N., Saigusa, T., Takana, A., Hyodo, H., Ohara, T., Kawai, M., Yasutake, M., and Yokota, H. (2015) Gymnastic formation-related injury to children in physical education, *J Nippon Med Sch.*, 82(6): 295-299.

菱村幸彦, 2001, 「『開かれた学校』の是非」『教職研修資料（教育行政版）』。

(<https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/uploads/file/material/pdf/pdf/kenshu020.pdf> 最終アクセス日：2021年4月20日)

関西体育授業研究会, 2014, 『子どもも観客も感動する！「組体操」絶対成功の指導BOOK』明治図書。

宮田丈夫他編, 1974, 『学校安全事典』第一法規出版株式会社。

中澤篤史, 2014, 『運動部活動の戦後と現在：なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか』青弓社。

中澤篤史, 2017, 『そろそろ、部活のこれからを話しませんか』大月書店。

南部さおり, 2019, 『反体罰宣言：日本体育大学が超本気で取り組んだ命の授業』春陽堂書店。

Nemade P., W. R., Patwardhan A. R. and Kale S., 2012, Evaluation of nature and extent of injuries during Dahihandi Festival. *J Postgrad Med.*, 58(4): 262-264.

野村駿・太田知彩・内田良, 2021, 「部活動問題の社会的構成：部活動の語られ方からみる部活動改革推進の背景」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』67(2): 109-119.

下村哲夫, 2001, 「安全管理と『開かれた学校』をどう両立するか」『学校経営』46(10): 6-15.

竹下由香, 2001, 「地域に開かれた学校施設の在り方：神戸市学校公園事業を事例として」『大阪大学教育学年報』6: 25-40.

Tumram, N. K., Ambade, V. N. and Biyabani, N., 2015, Compression asphyxia from a human pyramid. *Med Leg J*, June 9: 1-4.

内田良, 2016, 「学校管理下の組体操事故：巨大化・高層化のリスク」『スポーツ健康科学研究』38: 13-23.

浦野東洋一, 2003 「『開かれた学校づくり』のフィールド・ワーク」『立命館高等教育研究』3: 77-86.

山本徳郎, 2020, 「体育やスポーツの危機について発言してきたこと」『スポーツ危機管理研究』2: 1-14.

(受理日：2021年5月9日)